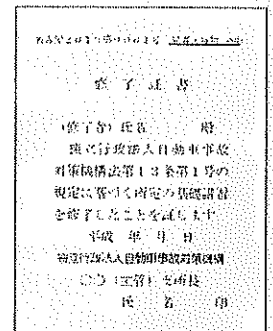


貨物自動車運送事業者のみなさまへ

平成27年1月より、運行管理者等の講習（基礎講習・一般講習）の修了証又は手帳に受講区分（貨物又は旅客）が記載されることになります。



☆今一度ご確認ください☆

- 【一般講習（既に選任している運行管理者等が受講）】
選任されている事業と同種類の一般講習を受講する必要があります。
貨物と旅客の両方で選任されている運行管理者は、貨物と旅客の両方の一般講習を受講する必要があります。
- 【運行管理者資格者証交付申請】（実務経験によるもの）
交付を受けようとする資格者証と同種類の講習（一般及び基礎）を受講する必要があります。
- 【運行管理者試験受験資格】
受験資格の1つに基礎講習修了がありますが、その際は受験区分と同種類の基礎講習を受講する必要があります。
- 【運行管理補助者】
基礎講習受講により補助者に選任される方は、補助者になろうとする事業と同種類の基礎講習を受講する必要があります。